

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

目次

○	下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）（第一条関係）	1
○	日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（第二条関係）	11
○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第三条関係）	17
○	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）（第四条関係）	18
○	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第五条関係）	19
○	地価税法施行令（平成三年政令第七十四号）（第六条関係）	20
○	過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）（第七条関係）	21
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（第八条関係）	22
○	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百四十四号）（第八条関係）	23
○	大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（第八条関係）	24
○	景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（第九条関係）	25
○	総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第十条関係）	26
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第十一条関係）	27

改正案	現行
<p>（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）</p> <p>第五条の三 法第七条第一項（<u>法第二十五条の十八</u>において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の六までに定めるところによる。</p> <p>（公共下水道又は流域下水道の構造の基準）</p> <p>第五条の七 法第七条第二項（<u>法第二十五条の十八</u>において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。</p> <p>（放流水の水質の技術上の基準）</p> <p>第六条 法第八条（<u>法第二十五条の十八</u>において準用する場合を含む。）次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（使用開始等の届出を要する下水の量又は水質）</p> <p>第八条の二 法第十一条の二第一項（<u>法第二十五条の十八</u>第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道</p>	<p>（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）</p> <p>第五条の三 法第七条第一項（<u>法第二十五条の十</u>において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の六までに定めるところによる。</p> <p>（公共下水道又は流域下水道の構造の基準）</p> <p>第五条の七 法第七条第二項（<u>法第二十五条の十</u>において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。</p> <p>（放流水の水質の技術上の基準）</p> <p>第六条 法第八条（<u>法第二十五条の十</u>において準用する場合を含む。）次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（使用開始等の届出を要する下水の量又は水質）</p> <p>第八条の二 法第十一条の二第一項（<u>法第二十五条の十</u>第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を</p>

を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十一第一項第二号(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。))の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 (略)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条 法第十二条第一項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設)

第九条の二 法第十二条の二第一項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。)に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三に掲げる施設(同号ハに掲げる施設のうち温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。)とする。

を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十一第一項第二号(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。))の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 (略)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条 法第十二条第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設)

第九条の二 法第十二条の二第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。)に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三に掲げる施設(同号ハに掲げる施設のうち温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。)とする。

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第九条の五 法第十二条の二第三項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。第九条の九第二号において同じ。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令(同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。))により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一〇七 (略)

二〇四 (略)

(適用除外)

第九条の六 法第十二条の二第五項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

(法第十二条の二第六項の政令で定める施設)

第九条の七 法第十二条の二第六項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一〇二 (略)

(事故時の措置を要する物質又は油)

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第九条の五 法第十二条の二第三項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。第九条の九第二号において同じ。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令(同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。))により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一〇七 (略)

二〇四 (略)

(適用除外)

第九条の六 法第十二条の二第五項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

(法第十二条の二第六項の政令で定める施設)

第九条の七 法第十二条の二第六項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一〇二 (略)

(事故時の措置を要する物質又は油)

第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。

（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 三 （略）

（承認を要しない軽微な施設の維持）

第十条 法第十六条ただし書（法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠（きょう）の開渠（きやう）である構造の部分又はますの清掃とする。

（汚濁原因者負担金の額）

第十条の二 法第十八条の二（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定により特定施設の設置者（過去の設置者を含む。以下この条において同じ。）に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律百十一号）の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない

第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。

（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 三 （略）

（承認を要しない軽微な施設の維持）

第十条 法第十六条ただし書（法第二十五条の十及び第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠（きょう）の開渠（きやう）である構造の部分又はますの清掃とする。

（汚濁原因者負担金の額）

第十条の二 法第十八条の二（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定により特定施設の設置者（過去の設置者を含む。以下この条において同じ。）に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律百十一号）の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、すべての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない

範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。

(放流水の水質検査)

第十二条 法第二十一条第一項(法第二十五条の十八において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による第六条第一項、第三項及び第四項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口(雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限る。)からの放流水については、少なくとも毎月二回(ダイオキシン類についての水質検査にあつては、少なくとも毎年一回)、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2 5 6 (略)

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。

一 5 六 (略)

(発生汚泥等)

第十三条の二 法第二十一条の二第一項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条及び第十三条の四において同じ。)に規定する政令で定めるものは、スクリーンかす、砂、土、汚泥その他これらに類するもの(次条において「発生汚泥等」という。)とする

範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。

(放流水の水質検査)

第十二条 法第二十一条第一項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による第六条第一項、第三項及び第四項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口(雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限る。)からの放流水については、少なくとも毎月二回(ダイオキシン類についての水質検査にあつては、少なくとも毎年一回)、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2 5 6 (略)

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。

一 5 六 (略)

(発生汚泥等)

第十三条の二 法第二十一条の二第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条及び第十三条の四において同じ。)に規定する政令で定めるものは、スクリーンかす、砂、土、汚泥その他これらに類するもの(次条において「発生汚泥等」という。)とする

る。

(資格を有する者以外の者に公共下水道又は流域下水道の設計又は工
事の監督管理を行わせることができる場合)

第十四条 法第二十二條第一項(法第二十五條の十八において準用する
場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、排水施設、処理施設
及びポンプ施設以外の施設を設置し、又は改築する場合とする。

(公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資
格)

第十五条 法第二十二條第一項(法第二十五條の十八において準用する
場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

(公共下水道又は流域下水道の維持管理のうち資格を有する者以外の
者に行わせない事項)

第十五條の二 法第二十二條第二項(法第二十五條の十八において準用
する場合を含む。)に規定する政令で定める事項は、処理施設又はポ
ンプ施設の維持管理に関する事項とする。

(公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格)

第十五條の三 法第二十二條第二項(法第二十五條の十八において準用
する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとす
る。

一〇八 (略)

(公共下水道の暗渠カウチに設けることのできる物件)

第十七條の二 法第二十四條第三項第三号に規定する公共下水道の管理
上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、
次に掲げる工作物であつて、公共下水道管理者が下水の排除に著しい

(資格を有する者以外の者に公共下水道又は流域下水道の設計又は工
事の監督管理を行わせることができる場合)

第十四条 法第二十二條第一項(法第二十五條の十において準用する場
合を含む。)に規定する政令で定める場合は、排水施設、処理施設及
びポンプ施設以外の施設を設置し、又は改築する場合とする。

(公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資
格)

第十五条 法第二十二條第一項(法第二十五條の十において準用する場
合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

(公共下水道又は流域下水道の維持管理のうち資格を有する者以外の
者に行わせない事項)

第十五條の二 法第二十二條第二項(法第二十五條の十において準用す
る場合を含む。)に規定する政令で定める事項は、処理施設又はポン
プ施設の維持管理に関する事項とする。

(公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格)

第十五條の三 法第二十二條第二項(法第二十五條の十において準用す
る場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする
。

一〇八 (略)

(新設)

支障を及ぼすおそれのない構造であると認めたとする。

一 量水標等を支持し、又は保護するための工作物

二 電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物

三 下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物

（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

第十七条の三 法第二十四条第三項第三号ロに規定する政令で定める者は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百二十九条第一項に規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。）とする。

2 法第二十四条第三項第三号ハに規定する政令で定める者は、公共下水道管理者が次に掲げる要件に該当すると認めたとする。

一 下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有する者であること

二 下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

（削除）

（排水設備の技術上の基準に関する条例の基準）

第十七条の四 法第二十五条の二に規定する政令で定める基準は、次の

（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

第十七条の二 法第二十四条第三項に規定する政令で定める者は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百二十九条第一項に規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。）とする。

（公共下水道の暗渠に設けることのできる物件）

第十七条の三 法第二十四条第三項に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物であつて、公共下水道管理者が下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認めたとする。

（新設）

とおりとする。

一 条例の技術上の基準は、第八条各号に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むものであること。

二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 排水設備の設置及び構造に関する事項として国土交通省令に定めるものが規定されているものであること。

ロ 浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課することとならないものであること。

ハ 排水設備を設置する土地の形質、排水設備を設置する者の負担その他の事項を勘案して必要があると認める場合にあつては、浸水被害対策区域を二以上の地区に分割し、又は排水設備を設置する土地の用途その他の事項に区分し、それぞれの地区又は事項に適用する基準を定めるものであること。

(管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模)

第十七条の五 法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が百立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生を防止するため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、条例で、区域を限り、雨水を貯留する容量を百立方メートル未満で、別に定めることができる。

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の六 流域下水道管理者は、法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業

(新設)

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の四 流域下水道管理者は、法第二十五条の三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業計

計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の九第七号において同じ。）及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 六（略）

（都道府県知事に協議する事業計画）

第十七条の七 法第二十五条の十一第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の九第一号から第三号まで及び第四号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

（環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合）

第十七条の八 法第二十五条の十一第七項において準用する同条第四項又は第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合とする。

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第十七条の九 法第二十五条の十一第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 八（略）

画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の七第七号において同じ。）及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 六（略）

（都道府県知事に協議する事業計画）

第十七条の五 法第二十五条の三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の七第一号から第三号まで及び第四号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

（環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合）

第十七条の六 法第二十五条の三第七項において準用する同条第四項又は第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合とする。

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第十七条の七 法第二十五条の三第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 八（略）

(流域下水道の施設に設けることのできる物件)

第十七条の十 法第二十五条の十七第三号に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、第十七条の二各号に掲げる工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとする。

(流域下水道の施設に物件を設けることができる場合)

第十七条の十一 法第二十五条の十七第四号に規定する政令で定めるときは、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排除する施設からの下水を流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められた場合とする。

(都市下水路の構造の基準)

第十七条の十二 第五条の八、第五条の九(第六号に係る部分を除く。)
(及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。)

(流域下水道の施設に設けることのできる物件)

第十七条の八 法第二十五条の九に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとする。

(流域下水道の施設に物件を設けることができる場合)

第十七条の九 法第二十五条の九に規定する政令で定める場合は、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排除する施設からの下水を流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められた場合とする。

(都市下水路の構造の基準)

第十七条の十 第五条の八、第五条の九(第六号に係る部分を除く。)
(及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。)

改 正 案

現 行

（技術検定）

（技術検定）

第四条 法第二十六条第一項第七号の技術検定は、次の表の検定区分の欄に掲げる区分に従い、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として、学科試験により行う。

第四条 法第二十六条第一項第四号の技術検定は、次の表の検定区分の欄に掲げる区分に従い、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として、学科試験により行う。

検定区分	検定技術
第一種技術検定	計画設計（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の事業計画及び同法第二十五条の十一第一項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この項において同じ。）を行うために必要とされる技術
（略）	（略）

検定区分	検定技術
第一種技術検定	計画設計（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の事業計画及び第二十五条の三第一項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この項において同じ。）を行うために必要とされる技術
（略）	（略）

2・3 （略）

2・3 （略）

（下水道管理団体の権限の代行）

（新設）

第五条 事業団が特定下水道工事を行う場合において、法第三十条第二項の規定により事業団が下水道管理団体に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 下水道法第十五条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議し、及び工事を施行させること。

二 下水道法第十六条（同法第二十五条の十八及び第三十一条におい

- て準用する場合を含む。）の規定により工事を行うことを承認すること。
 - 三 下水道法第十七条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議すること。
 - 四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。
 - 五 下水道法第二十五条の十七第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。
 - 六 下水道法第二十九条第一項の規定による許可を与えること。
 - 七 下水道法第三十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせること。
 - 八 下水道法第三十二条第八項から第十項までの規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
 - 九 下水道法第三十三条第一項の規定により許可又は承認（この条の規定により事業団が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。
 - 十 下水道法第三十八条第一項若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処分をし、若しくは必要な措置を命じ、又は同条第三項前段の規定によりその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。
 - 十一 下水道法第三十八条第四項並びに同条第五項において準用する同法第三十二条第九項及び第十項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
 - 十二 下水道法第四十一条の規定により国又は地方公共団体と協議すること。
- 2 前項に規定する事業団の権限は、法第三十条第四項の規定により公告される特定下水道工事の開始の日から同条第五項（法第三十二条第

二項において準用する場合を含む。）の規定により公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第八号又は第十一号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

3| 事業団は、第一項第二号、第四号から第六号まで、第九号又は第十二号に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該下水道管理団体の同意を得なければならない。

4| 事業団は、第一項第二号、第四号から第六号まで、第九号、第十号又は第十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該下水道管理団体に通知しなければならない。

(特定下水道工事の実施に要する費用の範囲等)

第六条 法第三十四条第一項の特定下水道工事の実施に要する費用の範囲は、当該特定下水道工事の実施のため必要な本工事費、附帯工事費、測量試験費、用地費、補償費、機械器具費、営繕費、事務費及び借入金の利息とする。

2| 法第三十四条第四項の規定による支払は、前金払の方法によつてこれを行うことができる。

(他の法令の準用)

第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号及び第十七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。

一| 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の規定
(略)

三| 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項並びに第三十八条の二第一項ただし書、第九項及び第十項

四| 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項並びに第十七条第一項第一号、第十八条第二項第五号、第二十一条、第八十二条第五項及び第六項、第二百二十

(新設)

(他の法令の準用)

第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第十一号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。

一| (略)

二条第一項ただし書並びに第二百二十五条第一項ただし書（これらの規定を同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

五 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第四条第二項第五号及び第五条ただし書（これらの規定を同法第四十五条において準用する場合を含む。）並びに同法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条

六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第二項及び第四項並びに第六十三条第一項

七 七〇一（略）

十二 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項第一号、第十四条第二項第九号、第十八条及び第三十九条ただし書

十三 一三五（略）

十六 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十六条、第一百五条から第一百七十七条まで及び第百十八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

十七 一七八（略）

十九 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十 一八〇（略）

二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第三条及び第十一条

二十二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）第六条

二十三 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項及び第五十八条の二第一項第三号

三 三〇七（略）

八 一八〇（略）

十一 一八二（略）

十三 一八〇（略）

〔第三条〕

二十四 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七條第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）、第十六條第四項、第十七條第二項、第十八條第四項及び第十九條第二項二十五（略）

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

行政代執行法第六條第三項	事務費の所属に従い、 国庫又は地方公共団体の 経済	日本下水道事業団
土地収用法第二十一條第一項（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）	行政機関若しくはその 地方支分部局の長	日本下水道事業団
土地収用法第二十一條第二項（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）	行政機関又はその地方 支分部局の長	日本下水道事業団
土地収用法第二百二十二條第一項ただし書（同法第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。）	都道府県知事	日本下水道事業団

十四
（略）

<p>第八条 (略)</p>	<p>公共用地の取得に関する特別措置法第八条(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第二十一条第一項</p>	<p>行政機関若しくはその地方支分部局の長</p>	<p>日本下水道事業団</p>
	<p>公共用地の取得に関する特別措置法第八条(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第二十一条第二項</p>	<p>行政機関又はその地方支分部局の長</p>	<p>日本下水道事業団</p>
<p>第六条 (略)</p>			

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十条第一項及び第三項、第二十五条の二並びに第三十条第一項</p> <p>九 十六 （略）</p>	<p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十条第一項及び第三項並びに第三十条第一項</p> <p>九 十六 （略）</p>

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三三号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（水防資材に関する補助の特例の対象となる地域） 第三十九条 法第二十一条の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十一条の規定により水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二条第二項に規定する水防管理団体（以下この号及び次条において「水防管理団体」という。）に対し補助する場合にあつては、激甚災害に關し当該水防管理団体が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が三十五万円を超える水防管理団体の区域</p>	<p>2 （略）</p> <p>（水防資材に関する補助の特例の対象となる地域） 第三十九条 法第二十一条の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十一条の規定により水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第一条第一項に規定する水防管理団体（以下この号及び次条において「水防管理団体」という。）に対し補助する場合にあつては、激甚災害に關し当該水防管理団体が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が三十五万円を超える水防管理団体の区域</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜十八の四（略）</p> <p>十八の五 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の九十九〜三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜十八の四（略）</p> <p>十九〜三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（非課税とされる土地等の範囲等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法別表第一第十九号に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号（機構の業務の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項（定義）に規定する都市計画区域内において行われるものにあつては、民間都市開発の推進に関する特別措置法第二条第二項第二号（定義）に掲げる民間都市開発事業に限る。）とし、同表第十九号に規定する政令で定める処分は、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める処分とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十六条（公共下水道管理者以外の者の行う工事等）（同法第二十五条の十八又は第三十一条（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けて行う同法による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築 当該承認</p> <p>四〇十（略）</p> <p>五〇七（略）</p>	<p>（非課税とされる土地等の範囲等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法別表第一第十九号に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号（機構の業務の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項（定義）に規定する都市計画区域内において行われるものにあつては、民間都市開発の推進に関する特別措置法第二条第二項第二号（定義）に掲げる民間都市開発事業に限る。）とし、同表第十九号に規定する政令で定める処分は、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める処分とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十六条（公共下水道管理者以外の者の行う工事等）（同法第二十五条の十又は第三十一条（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けて行う同法による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築 当該承認</p> <p>四〇十（略）</p> <p>五〇七（略）</p>

○ 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公共下水道管理者の権限の代行） 第八条（略） 2 法第十五条第三項の規定により都道府県が公共下水道管理者に代わ って行う権限は、次に掲げるものとする。 一～三（略） 四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第 三項第二号の規定により同号に規定する者と協議し、並びに同法第 三十三条の規定により当該許可に必要な条件を付すること。 五～八（略） 3・4（略）</p>	<p>（公共下水道管理者の権限の代行） 第八条（略） 2 法第十五条第三項の規定により都道府県が公共下水道管理者に代わ って行う権限は、次に掲げるものとする。 一～三（略） 四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第 三項の規定により同項に規定する者と協議し、並びに同法第三十三 条の規定により当該許可に必要な条件を付すること。 五～八（略） 3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（公共下水道管理者又は都市下水路管理者の権限の代行）</p> <p>第九条 機構が法第十八条第一項第三号に定める工事を施行する場合には、同条第二項の規定により機構が下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者（以下単に「公共下水道管理者」という。）又は同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者（以下単に「都市下水路管理者」という。）に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により協議し、並びに同法第三十三条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。</p> <p>五～九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（公共下水道管理者又は都市下水路管理者の権限の代行）</p> <p>第九条 機構が法第十八条第一項第三号に定める工事を施行する場合には、同条第二項の規定により機構が下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者（以下単に「公共下水道管理者」という。）又は同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者（以下単に「都市下水路管理者」という。）に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項の規定により協議し、並びに同法第三十三条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。</p> <p>五～九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定災害復旧下水道工事に係る権限の代行） 第二十一条（略）</p> <p>2 法第九条第二項の規定により同条第一項の県が同項の被災市町村に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により協議し、並びに同法第三十三条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。</p> <p>五 九 （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（特定災害復旧下水道工事に係る権限の代行） 第二十一条（略）</p> <p>2 法第九条第二項の規定により同条第一項の県が同項の被災市町村に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項の規定により協議し、並びに同法第三十三条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。</p> <p>五 九 （略）</p> <p>3・4 （略）</p>

○ 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定災害復旧下水道工事に係る権限の代行） 第三十条（略）</p> <p>2 法第五十条第二項の規定により同条第一項の都道府県が同項の被災市町村に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。</p> <p>五 十一（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（特定災害復旧下水道工事に係る権限の代行） 第三十条（略）</p> <p>2 法第五十条第二項の規定により同条第一項の都道府県が同項の被災市町村に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。</p> <p>五 十一（略）</p> <p>3・4（略）</p>

○ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画） 第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。 一～十二 （略） 十三 下水道法第四条第一項又は第二十五条の十一第一項の認可に係る事業計画 十四～十七 （略）</p>	<p>（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画） 第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。 一～十二 （略） 十三 下水道法第四条第一項又は第二十五条の三第一項の認可に係る事業計画 十四～十七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（国民保護・防災部の所掌事務）</p> <p>第四百四十四条 国民保護・防災部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七條第六項の規定による水防計画の報告及び同法第四十七條第一項の規定による水防に関する報告に関する事。</p> <p>二十一（略）</p> <p>（防災課の所掌事務）</p> <p>第四百四十九條 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十五（略）</p> <p>十六 水防法第七條第六項の規定による水防計画の報告及び同法第四十七條第一項の規定による水防に関する報告に関する事。</p> <p>十七・十八（略）</p>	<p>（国民保護・防災部の所掌事務）</p> <p>第四百四十四条 国民保護・防災部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七條第四項の規定による水防計画の報告及び同法第四十七條第一項の規定による水防に関する報告に関する事。</p> <p>二十一（略）</p> <p>（防災課の所掌事務）</p> <p>第四百四十九條 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十五（略）</p> <p>十六 水防法第七條第四項の規定による水防計画の報告及び同法第四十七條第一項の規定による水防に関する報告に関する事。</p> <p>十七・十八（略）</p>

改正案	現行
<p>（水管理・国土保全局の所掌事務）</p> <p>第八条 水管理・国土保全局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 下水道部は、第一項第八号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導に限る。）及び同項第十二号に掲げる事務（雨水出水浸水想定区域に限る。）をつかさどる。</p> <p>4（略）</p> <p>（河川環境課の所掌事務）</p> <p>第九十五条 河川環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一八（略）</p> <p>九 水防に関すること（水政課及び下水道部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十（略）</p> <p>（流域管理官の職務）</p> <p>第一百二条 流域管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>五 雨水出水浸水想定区域に関すること。</p>	<p>（水管理・国土保全局の所掌事務）</p> <p>第八条 水管理・国土保全局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 下水道部は、第一項第八号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導に限る。）をつかさどる。</p> <p>4（略）</p> <p>（河川環境課の所掌事務）</p> <p>第九十五条 河川環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一八（略）</p> <p>九 水防に関すること（水政課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十（略）</p> <p>（流域管理官の職務）</p> <p>第一百二条 流域管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一四（略）</p>